

茨城県大腸がん検診精密検査医療機関の登録に関する基準

第1 目的

市町村が大腸がん検診を実施するうえで、県は、検診の精度を確保し、検診の効率及び効果の向上を図るために、精密検査医療機関の登録管理を行い、市町村の検診体制を支援する。

第2 定義

この基準の中で、登録精密検査医療機関とは、検診実施機関において「要精密検査」と判定された者に対して精密検査を行う精密検査医療機関のうち、県が精密検査能力等を検討したうえで登録した医療機関をいう。

第3 要件

登録精密検査医療機関は、次の要件が満たされなければならない。

- 1 全大腸内視鏡検査の検査体制が整備されていること
なお、全大腸内視鏡検査に加えて、注腸エックス線検査の検査体制も整備されていることが望ましい。
また、全大腸内視鏡検査を完遂できなかった場合においては、S 状結腸内視鏡検査と注腸エックス線検査（二重造影法）の併用による精密検査を自院において実施することとし、これに拠りがたいときは、実施できる他の登録精密検査医療機関へ確実に紹介すること。
- 2 大腸がん検診精密検査結果の追跡調査（「大腸がん検診結果通知書兼精密検査結果通知書（秘）」＜茨城県大腸がん検診実施指針様式第4号＞の提出）に協力できること。
- 3 発見患者の「手術・治療レポート」（茨城県大腸がん検診実施指針様式第6号）等の収集に協力できること。
- 4 茨城県生活習慣病検診管理指導協議会大腸がん部会（以下「大腸がん部会」という。）が指定する「茨城県大腸がん検診従事者講習会」その他消化器系学会、研究会に参加すること。

第4 手続き等

- 1 登録精密検査医療機関の申請
 - (1) 登録を希望する精密検査医療機関は、「大腸がん検診登録精密検査医療機関登録申請書」（様式第1号）により茨城県知事あて申請を行う。
 - (2) 登録期間は3年とし、登録更新の手続きについては、「大腸がん検診登録精密検査医療機関登録更新申請書」（様式第2号）により茨城県知事あて申請を行う。
- 2 審査及び決定
茨城県知事は、大腸がん部会が登録要件を調査検討した結果に基づき、登録精密検査医療機関としての登録決定を行い、申請者にその旨を通知する。

3 届出

(1) 変更届

登録精密検査医療機関は、その住所、名称、代表者名及び登録要件に係る事項に変更が生じた場合は、「大腸がん検診登録精密検査医療機関変更届」(様式第3号)により茨城県知事あて届出を行う。

ただし、登録更新手続において様式第2号に変更後の内容で記載をした場合は様式第3号の提出は不要とする。

(2) 登録抹消届

登録精密検査医療機関が、その業務を廃止又は登録の取り消しを希望する場合は、「大腸がん検診登録精密検査医療機関登録抹消届」(様式第4号)により茨城県知事あて届出を行う。

第5 取り消し

茨城県知事は、次のいずれかに該当する精密検査医療機関について、大腸がん部会の意見を徴したうえで、登録を取り消すことができる。

- 1 登録の要件が満たされなくなったとき
- 2 その他、登録精密検査医療機関として不適切と認められるとき

第6 基準の改正

本基準を改正するときは、大腸がん部会の意見を徴したうえで決定する。

付則

- 1 この基準は、平成12年4月1日から実施する。
- 2 この基準の実施の際、現に「茨城県大腸がん検診実施要領」に基づいて登録されている精密検査医療機関は、この基準に基づいて、登録精密検査医療機関として登録がなされているものとみなす。
- 3 前項の規定により登録されているものとされた精密検査医療機関に係る登録機関は、「茨城県大腸がん検診実施要領」において登録された日から3年間とする。

付則

この基準は、平成19年4月1日から実施する。

付則

この基準は、平成20年7月1日から実施する。

付則

この基準は、平成30年4月1日から実施する。

付則

この基準は、平成31年4月1日から実施する。

付則

この基準は、令和3年4月1日から実施する。